

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十一年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハーベスあやめ池店（仮称）

所在地 奈良市あやめ池北一丁目S四街区一画地及び二画地

二 述べられた意見の概要

奈良市あやめ池北三丁目第二自治会

会長 中川 徹

1 これまであやめ池北地区にはスーパー等がなかったため、店舗の出店については歓迎します。ただし、出店者がどのような地球温暖化防止対策を取るのか（レジ袋の有料化による削減、雨水利用のためのタンク設置等）について、具体的にお示しください。

2 あやめ池地区は、豊かな自然に囲まれ、奈良市緑の基本計画で緑化推進重点地区に指定される方向にあります。店舗周辺では、奈良市都市計画道路（平城学園前線）の開通も予定されており、新しい街づくりにふさわしい統一性・整合性のある緑化計画が望まれます。緑化計画について具体的にお示しください。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十一年八月二十八日から同年九月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで